

〈論文〉

消費支出の地域間の差に対する住居費の影響 —全国家計構造調査と家計調査の公表数値から—

吉村 臨兵

要旨 現在、地域別最低賃金額の目安の設定にあたっては、「生活保護水準」として「生活扶助基準人口加重平均+住宅扶助実績値」が参照されている。2007年の最低賃金法改正によるこの方式の採用以後、大都市地域の上げ幅が大きくなった結果、地域別最低賃金額には従来にない地域間の差が生じるようになった。その差の一因は地域ごとの住居費の差にあると考えられるため、本稿では、全国家計構造調査と家計調査の2つの公表データからその量的な把握を試みた。具体的には、二人以上の勤労者世帯のうち借家世帯を主な対象としたうえで、各支出項目が地域ごとの消費支出の差に与える影響を数値化する指標として「寄与度」を利用した。その結果、住居費が他の支出項目とくらべて消費支出の差に大きく影響しているということが確認できた。

キーワード 地域別最低賃金, 地域手当, 住宅扶助, 借家世帯, 寄与度

1. はじめに

地域別最低賃金額の地域間の差は、一時よりは縮小しているものの、最高の地域と最低の地域を比較すると、なおも第1図にみるような状況である。すなわち、その差の割合は、国家公務員がその俸給などに加えて支払われる「地域手当」の1級地にあたる100分の20を超え、隣接する都府県間でも100分の10を上回る場所がある。筆者はこのような差の背景として、「最低賃金制と他の社会保障制度を接続した議論が必要と思われる」住居費をとりあげた(吉村2018, 26)が、本稿はその点をより分析的に記述しようとするものである。

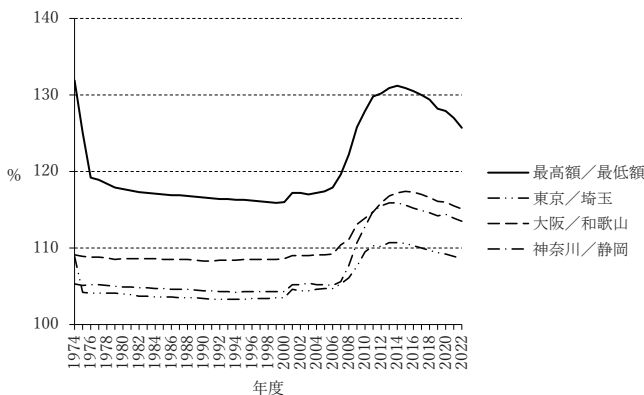
すなわち、地域差に影響を及ぼしているはずのこの住居費について、少し定量的な把握を試みた。もっとも、その方法は、すべて公表済みの統計データによりながら、よく用いられる指標である「寄与度」を応用し、基本的に四則計算のみによって分析したものであって、いわば

入り口の議論である。その際、住居にかかわる費用を地域ごとにみるため、全国家計構造調査と家計調査の集計値に依拠して記述したが、もとより最低賃金の算定根拠を念頭に置いていることから、対象は勤労者世帯とした。また、単身世帯は公表データがやや少なく、教育費のような支出項目の構成が大きく異なることから、二人以上の世帯を対象としている。

本稿の問題意識に近いものとして、新しいものでは厚生労働省の2021年委託事業「最低賃金に関する調査研究等事業」による三菱総合研究所（2022）があり、地域と生計費全体の関係が検討されている。けれども、地域別最低賃金額の算定根拠を特に問題にしているわけではないので、生計費といっても個別の支出項目に着目した展開ではない。また、中澤（2020）には、同氏が地域の労組と共同して実施しているマーケットバスケット方式による最低生計費調査の結果が紹介されている。その一連の調査は本稿の着想にもつながっているが、同調査は設定が25歳の単身者であり、引き続き結果が注目される場所である。

以下の本稿では、次の第2節において、おもに全国家計構造調査の結果をもとに、世帯の支出に関する都道府県間の比較を行う。また、第3節で住居費をはじめとする支出項目の影響による地方間の差の中期的な傾向を、おもに家計調査年報の詳細結果表によりながら確認する。

第1図 地域別最低賃金額の最高額／最低額の推移



注：2000（平成12）年度以前については日額を用いた。吉村（2018，32）に掲載した図に、近年の数値を追加して作成。

出所：厚生労働省（2022a），同（2022b），および労働調査会（各年）『最低賃金決定要覧』。

2. 世帯の支出の都道府県間比較

2.1. 地域別最低賃金額，生活保護水準，地域ごとの生計費

第2図は、地域別最低賃金および生活保護水準を、都道府県ごとの世帯の支出と比較したものである。2007年の最低賃金法改正により、地域別最低賃金額は「生活保護に係る施策との整

合性」をとることになったのを受けて、中央最低賃金審議会における毎年の目安の審議に際しては、地域別最低賃金額と生活保護水準の乖離額が取り上げられるようになった。この「生活保護水準」は、「生活扶助基準人口加重平均+住宅扶助実績値」から算定される。

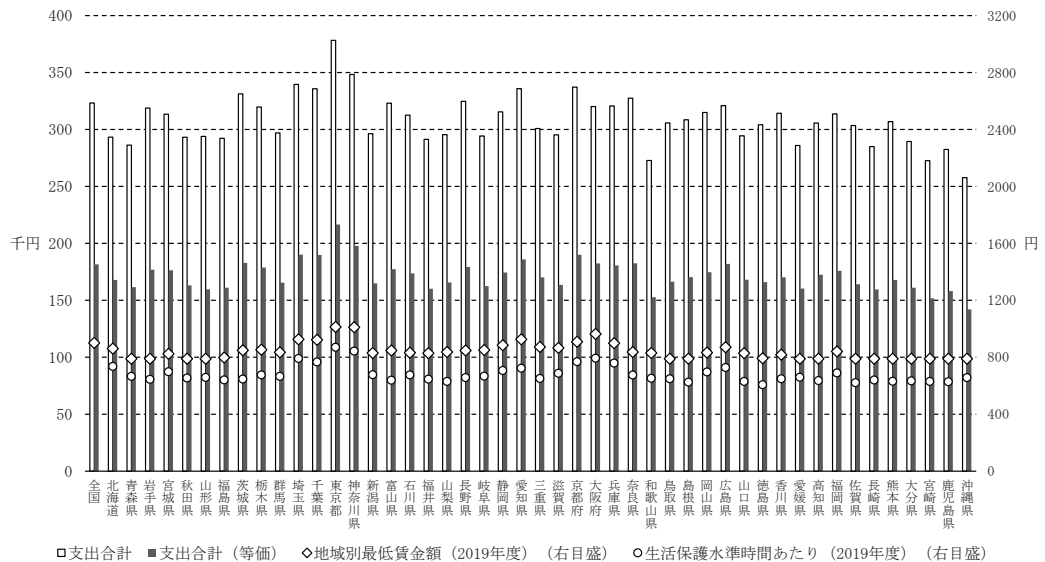
これらについて、まず生活扶助基準をはじめとする扶助基準額の1つの根拠は、総務省(2019b)の「結果の利用」に示されているとおり、全国家計構造調査である。これについて、たとえば厚生労働省(2022c)からは、同調査結果に立脚しつつ「月次の消費動向を把握できる家計調査」も参照することがみとれる。つぎに、住宅扶助実績値は、制度上それらの調査を直接参照する関係にはないが、当然、地域ごとの相場としてのそれらの調査の集計結果とは概ね似た傾向にあるものと考えられる。本稿において全国家計構造調査と家計調査の両集計を検討するのは、以上のような理由による。

さて、第2図には、制度上の参照の前後関係にかかわらず、2019年秋に実施された全国家計構造調査の結果と、ほぼ同時期に改定された地域別最低賃金額、および、その改定に際して参照された生活保護水準を示した。また、支出合計額は全国家計構造調査で公表されている集計のうち、COICOP分類によるものである。それは、持ち家世帯についても住居費の反映される分類方法であることによるが、他の分類方法との違いについては2.3.項でふれる。

ところで、この図に示している「支出合計(等価)」は、世帯あたりの1か月間の支出合計額として表章されている集計値を、世帯人員の平方根で割った数値である。これは、たとえば可処分所得についての「等価可処分所得」(総務省2019a, 8)と同様の考え方に基づく。都道府県の数値を相互間で比較するために世帯人員の差による影響を除去しようとする場合、総じて消費支出の増減は世帯人員に比例するわけではないから、表章されている人員数そのままの数値で消費支出や各収支項目分類の数値を割ると、世帯人員の多い地域の数値が実態よりも過小になる恐れがある。そこで、以後、本稿では基本的にこの図と同様の処理を行なった指標を用い、以下「世帯等価支出」と呼ぶ。もっとも、世帯員1人あたりの経済厚生が維持されるような支出額と世帯人員数の関係は、厳密には支出項目ごとに異なるはずなので、本稿の処理は便宜的な処理である。

この第2図からは、地域別最低賃金額や生活保護水準と比較して支出額やや少ない府県がみられる。また、支出額や生活保護水準と比べて地域別最低賃金額の部分的な平準化がみられ、このことは、いわゆる逆転現象が2014年秋に解消して以降つづいている最低賃金額の「政治的」な上昇を反映したものと見える。それについて、近年では「『年3%』という方針を政府が掲げてから見事にそれと歩調をあわせて進んできた」(『日本経済新聞』2022年6月28日)といった論評がみられるほか、逆転現象の解消後ほどなく、「『掛け声』の影響が強く出発、厳密な政治的根拠なしに目安金額が提示される」(玉井2016, 36)といった指摘もあった。後者は、当時の地方最低賃金審議会の公益代表委員によるものである。もっとも、ここでは都道府県相互の大小という点からみて、それでもなお各指標の傾向が概ね類似しているということをも確認しておきたい。つまり、都道府県ごとの生計費を参照した「生活保護水準」と、さらにそれを参

第2図 都道府県別の1か月間の支出合計額 (COICOP分類, 二人以上, 勤労者世帯)
(2019年全国家計構造調査)



注: 「支出合計(等価)」は支出合計から算出した世帯等価支出。
出所: 地域別最低賃金額および生活保護水準時間あたり額は、厚生労働省(2020a) および同(2021a)。

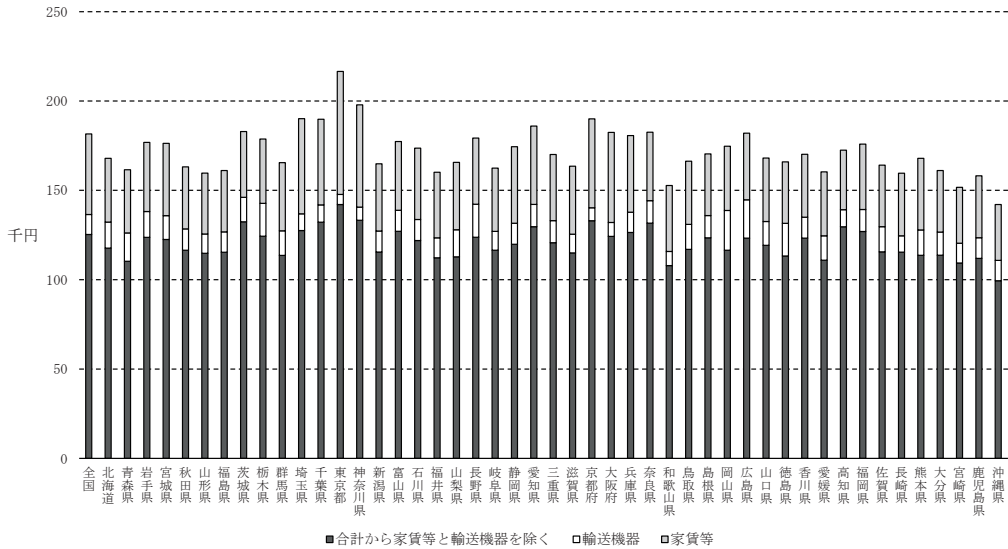
照した地域別最低賃金額という相互の関係は、ある程度維持されてきているということが出来る。

2.2. COICOP 分類による都道府県間比較

そこで、同じく COICOP 分類を用いながら、都道府県ごとの家計について、住居と、あわせて自動車にかかわる支出の比重を比較しようとするのが第3図である。世帯あたりの数値を第2図と同様、世帯等価支出に加工してある。

第3図では、家賃等と輸送機器についてのみ比重を示し、それ以外の支出項目は1つにまとめた。項目分類全体については第1表に示すが、この第3図における「家賃等」は通常の収支項目分類でいえば「住居」に、また、「輸送機器」は「自動車等関係費」にあたる。そこからは、家賃等を差し引くと都道府県間の支出額の差が縮まるということがまず読み取れる。ちなみに、最低の沖縄県で最高の東京都を割ると、支出合計では152.4%になるから、世帯等価支出では沖縄県の支出合計が東京都の3分の2に満たない。同様に「支出合計-家賃等」で割り算をすると、133.3%になるが、「支出合計-(家賃等+輸送機器)」では142.9%と逆にやや大きな値になるので、「支出合計」から「家賃等」だけを除いた方が最高と最低の差は縮まるといえる。ところで、関東や近畿とそれ以外の道県を比較すると、中澤(2020, 10)などで指摘されるように、「家賃等」がかさむところでは「輸送機器」の比重がやや軽く、「家賃等」が軽くなると「輸送機器」の比重がかさむという拮抗関係もみられる。このようにして、都道府県ごとの家計の支

第3図 都道府県別にみた家賃等と輸送機器が1か月間の支出に占める比重 (COICOP分類, 二人以上, 勤労者世帯) (2019年全国家計構造調査)



注: 「家賃等」は「実家賃」+「帰属家賃」+「住居の維持・修繕・防犯」を, 「輸送機器」は「輸送機器購入」+「輸送機器運用」を示す。世帯等価支出。

第1表 項目分類のうち本稿で使用したもの (○印)

(1-1) COICOP分類 (全国家計構造調査)		本稿での使用
食料・非アルコール飲料		○
アルコール飲料・たばこ・麻薬		○
被服・履物		○
住居・水道・電気・ガス・他の燃料	実家賃	○家賃等と表記。
	帰属家賃	
	住居の維持・修繕・防犯	○
	水道・住居関連サービス	○
	電気・ガス・他の燃料	○
家具・家事用品・日常管理		○
保健医療		○
交通	輸送機器購入	○輸送機器と表記。
	輸送機器運用	
	旅客輸送サービス	○
	郵便・運送サービス	○
情報通信		○
娯楽・スポーツ・教養		○
教育サービス		○
レストラン・宿泊サービス		○
保険・金融サービス		○
身の回りケア・社会的保護・他に分類されない財・サービス		○

(1-2) 通常の収支項目分類 (全国家計構造調査および家計調査)		本稿での使用
食料		○
住居		○
光熱・水道		○
家具・家事用品		○
被服及び履物		○
保健医療		○
交通・通信	交通	○
	自動車等関係費	○
	通信	○
教育		○
教養娯楽		○
その他の消費支出		○

出に占める住居の要素の重みは、さしあたり確認できた。

2.3. 使用する集計値

COICOP 分類とは Classification of Individual Consumption According to Purpose の略で、総務省 (2019a, 4) によると、「個別消費の目的別分類」であり、

COICOP 分類における「合計」には、「持ち家 (現住居) の帰属家賃」が含まれ、「こづかい」、「贈与金」、「他の交際費 (つきあい費, 負担費)」及び「仕送り金」は含まれないため、「消費支出」とは一致しない。

とされている。このように、COICOP 分類に基づく集計では、第1表に示すとおり持ち家の帰属家賃が「住居・水道・電気・ガス・他の燃料」の内数として示される。すなわち、この集計には、持ち家世帯の住居のための支出が、推計値 (総務省2019b) として反映される。これは、住居費を含む支出項目ごとの比重を地域間で比較する際に、「持ち家」と「借家」を併せた集計値を使うことができるということである。

もっとも、この2019年実施の全国家計構造調査で公表されているような COICOP 分類は、前回までの全国消費実態調査のうち、2014年および2009年についての再集計とあわせても、比較的近年の3回分のものが現時点で利用可能であるにとどまる。したがって、この第3図でできたようなさしあたりの確認が中期的にも妥当するものか、また、他の支出項目と対照した特徴はどうか、といった検討には限界がある。

COICOP 分類に対して、全国家計構造調査および家計調査の通常の収支項目分類に基づく集計では、「持ち家の帰属家賃」は、消費支出と非消費支出の合計である実支出の外数として示される。すなわち、消費支出のうちの大分類としての「住居費」に含まれる中分類は「家賃地代」と「設備修繕・維持」のみである。そのため、持ち家世帯はこの「住居費」が非常に小さい数値になることから、地域間比較の対象に含めるのは不適當になる。

そのことは第2表に端的に表れている。全国家計構造調査において、二人以上の勤労者世帯について「持ち家」と「借家」の支出額を比較すると、まず COICOP 分類による支出合計は持ち家世帯が借家世帯を明らかに上回る。ところが、通常の収支項目分類による消費支出について、世帯等価支出をみた場合、逆に借家世帯の方が持ち家世帯を上回るようになる。この傾向は、家計調査についてさらに強まるが、次節では持ち家世帯の消費支出にかかわるそうした影響を避けて、借家世帯に絞った集計値に基づいて議論を進める。

第2表 収支項目分類による1か月あたり支出額の相違 (二人以上の勤労者世帯：円)

2019年全国家計構造調査							
	平均	持ち家	借家				
			民営借家	公営借家	都市再生機構・公社等借家	給与住宅	
COICOP 分類による支出合計	323,269	345,242	259,488	271,179	196,008	280,124	264,587
消費支出	289,503	294,376	275,357	287,007	208,845	299,299	283,429
COICOP 分類による支出合計 (等価世帯支出)	181,566	190,628	153,707	160,915	117,983	168,310	150,034
消費支出(等価世帯支出)	162,601	162,542	163,107	170,307	125,710	179,831	160,718

2021年家計調査					
	平均	持家	民営借家	公営借家	給与住宅
消費支出	309,469	310,810	314,001	244,576	331,464
消費支出(等価世帯支出)	170,876	170,579	178,054	141,206	183,020

注：等価世帯支出の数値は各集計をもとに筆者が算出。

出所：総務省「2019年全国家計構造調査」および総務省「家計調査年報(家計収支編) 2021年」。

3. 住居費をはじめとする支出項目の「寄与度」のちらばり

3.1. 借家世帯の分布

検討の対象を借家世帯に絞るにあたって、住宅・土地統計調査を用いて、いくつか前提を確認する。まず、第3表に示されるように、世帯人員2人以上の主世帯について「持ち家」および「借家」世帯数の収入階級別の分布をみると、いずれも「500～700万円未満」が最多になるが、「借家」世帯のほうがより低所得側に寄った分布になる。ちなみに、「主世帯」とは「1住宅に1世帯が住んでいる場合」であり、間借り人の世帯や寮・寄宿舎は除く(総務省2020, 14)。

つぎに、「借家」世帯数の地域的分布について、同調査から2人以上の世帯数を拾うと、その比重は全国平均で23.4%であるが、沖縄県の42.7%から富山県の11.8%まで、都道府県ごとに大きな隔たりがみられる。そのため、借家市場の小さい地域についても本節のように「借家」世帯のみを対象にすると、当該地域の住居費の実態からはずれた集計値をみることになるおそれもある。その点を補うため、第5表(5-2)には、「持ち家」世帯も対象としたCOICOP分類による数値を示しておいた。

第3表 世帯の年間収入階級別、住宅の所有関係別、主世帯数（2人以上）

	持ち家	借家
総数	26,162,900	8,208,000
100万円未満	474,000	308,400
100～200万円未満	1,687,800	948,100
200～300万円未満	3,797,900	1,361,200
300～400万円未満	3,924,100	1,370,600
400～500万円未満	3,471,700	1,197,300
500～700万円未満	5,160,700	1,421,500
700～1000万円未満	4,261,500	860,300
1000～1500万円未満	2,103,800	311,300
1500～2000万円未満	449,000	52,200
2000万円以上	305,400	33,500
不詳	526,900	343,600

注：世帯人員数別集計値の総数から1人世帯を除いて算出。

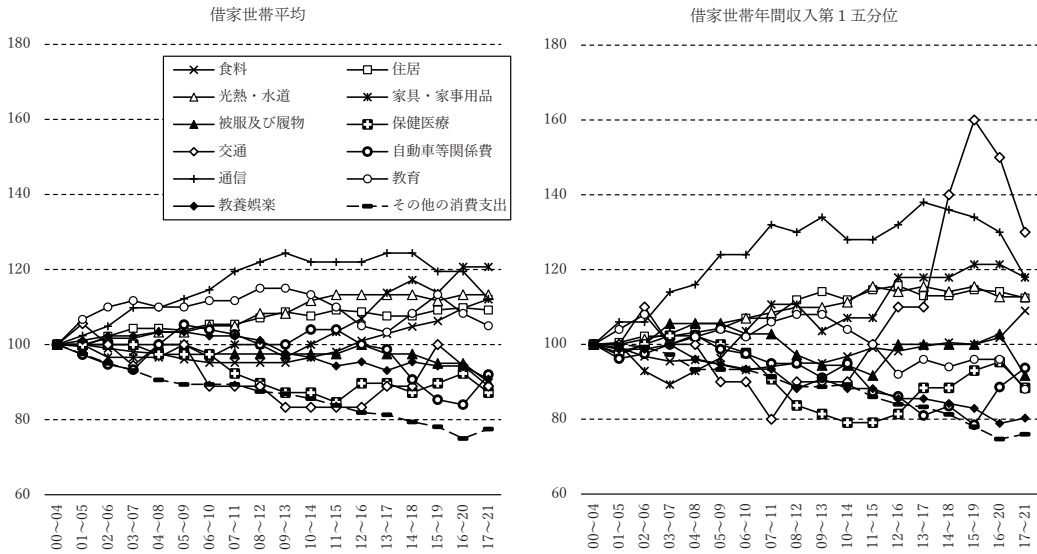
出所：総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

3.2. 4人世帯にみられる支出項目の比重の推移

家計調査には、地域別の集計としては、収入階級や支出階級別に「借家」世帯を区別した数値がない。したがって、本節のこのあとの項で分析する「借家」世帯にはすべての収入階級が含まれる。とはいえ、同調査では、4人世帯（有業者1人）を対象として、年間収入五分位階級ごとに住居の所有関係別の集計が行われている。その「勤労者世帯」の集計値、すなわち、世帯主が会社団体の役員である世帯を含まない集計値のうち、「借家」世帯の平均と、年間収入第1五分位階級に属する「借家」世帯について、支出項目ごとの比重の推移を示したのが第4図である。各支出項目について、2000年から2004年までの5年間の平均の比重を100としたが、数値の変動が大きいので、5年間ずつの移動平均としている。ちなみに、4人世帯の年間収入階級第1五分位とその上位である第2五分位の境界値は、2021年で483万円、2000年で460万円である（総務省2021b）。また、この収入階級の区分は、借家世帯のうちの五分位階級ではなく、持家世帯も合わせた五分位階級のうちの借家世帯という区分であり、上位の階級になるほど借家世帯のサンプルが減少する。

この第4図から、4人世帯の「借家」世帯全体にも、収入第1五分位階級の「借家」世帯にも類似の傾向がみられることとして、たとえば「通信」は2010年頃までに上昇した比重がその後維持されており、「家具・家事用品」にも近年の比重の増加がみられる。その一方で、鉄道運賃やタクシー代などを含む「交通」は変動が大きく、傾向がつかめない。そのなかで、「住居」費が消費支出に占める比重はやや上昇しており、「光熱・水道」と似た傾向を示すが、あまり大きな変動なく推移してきていることがわかる。

第4図 4人世帯（有業者1人）の借家世帯のうち年間収入別の1か月間の支出項目の比重の推移（2000～2004年の平均値=100）（家計調査）



注：各支出項目の各年の比重についての5年間の移動平均値を示す。横軸の数字は2000年以降の各年。

3.3. 家計調査の10地方別の集計

中期的な傾向として、2000年以來、4人世帯の借家世帯にとって「住居」費の支出がやや増加傾向にあることは前項で確認できた。この項では「住居」費について、地域間の大きさの違いを検討する。

まず、全国家計構造調査については、都道府県別の集計として、第3図でみたようなCOICOP分類によるものだけでなく、借家世帯を含む現住居の所有関係別に通常の収支項目分類による集計も公表されている。けれども、その集計は旧来の全国消費実態調査も含めて合計5回分であるうえ、調査期間が秋の2～3か月であることの限界も考慮しなければならない。

それに対し、家計調査において、借家世帯も含む住居の所有関係別の集計が公表されているのは、47都道府県別のものでなく、10地方別のものである。これについて、本稿の問題意識のもと、住居費の地域別最低賃金への影響を考えるにあたっては、なるほど都道府県別の集計値を検討するのが理想ではある。しかしながら、調査期間の面でより実態を反映し、また、2000年以降毎年結果から中期的な傾向も確認できることから、本項では家計調査の集計値を用いる。検討に際しては、公表されている民間借家および公営借家の数値を合算し、給与住宅は除いた。ちなみに、家計調査による地方の分類基準による10地方のうち「関東」は日常の用語法でいうと関東甲信にあたり、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、および、長野県である（総務省2021a）。

3.4. 「寄与度」を応用した検討

住居にかかる支出がどのくらい地方ごとの消費支出の差に影響しているかを検討するためには、その比重の大小を比較するだけでは足りない。というのは、消費支出に占めるある支出項目の比重がどの地方でも全く同じだったとしても、消費支出総額に地方間で差があるとすると、当該の支出項目もその差の構成要素になっていると考えられるからである。逆に、比重が地方ごとに異なる支出項目でも、その額が地方間で類似しているとすれば、その支出項目は地方ごとの差に影響していないといえる。

そこで、本稿ではその指標として「寄与度」を応用する。寄与度という指標は、2時点間の総量の変化に対して、その構成要素がどの程度寄与したかを表す指標として用いられることが多いようだが、ここではある地方を基準にして、他の地方との消費支出の差にどの支出項目がどの程度影響しているかを表す指標として用いる。たとえば沖縄地方を基準にすると、

地方Xにおける支出項目aの「寄与度」

$$= (\text{地方Xの支出項目a} - \text{沖縄地方の支出項目a}) / \text{沖縄地方の消費支出} \times 100$$

である。第4表は2021年の「家計調査」に基づき、二人以上の勤労者世帯のうち借家世帯について、支出項目ごとの「寄与度」をみたもので、これも世帯等価支出をもとにしている。この表からわかるように、ある地方についてすべての支出項目の「寄与度」を合計すると、その地方の消費支出全体の「寄与度」に一致する。この「寄与度」は、ある支出項目が基準となる地方よりパーセントポイントでどのくらい多いか少ないかを示す。なお、この表の「寄与度」で目立つ数値としては、「住居」についての関東や近畿のほか、「自動車等関係費」の北陸と東海があげられる。

さて、第5図の左側のグラフは、上述の式のとおり、沖縄地方を基準にして各地方における「住居」、「自動車等関係費」、および「食料」の「消費支出」の差に対する「寄与度」を表す。それに対して右側のグラフは、関東地方を基準にして同様の計算を行った結果である。両者をくらべると、寄与度の数値自体は異なるものの、各支出項目について地方間の大小関係は同じであることがわかる。

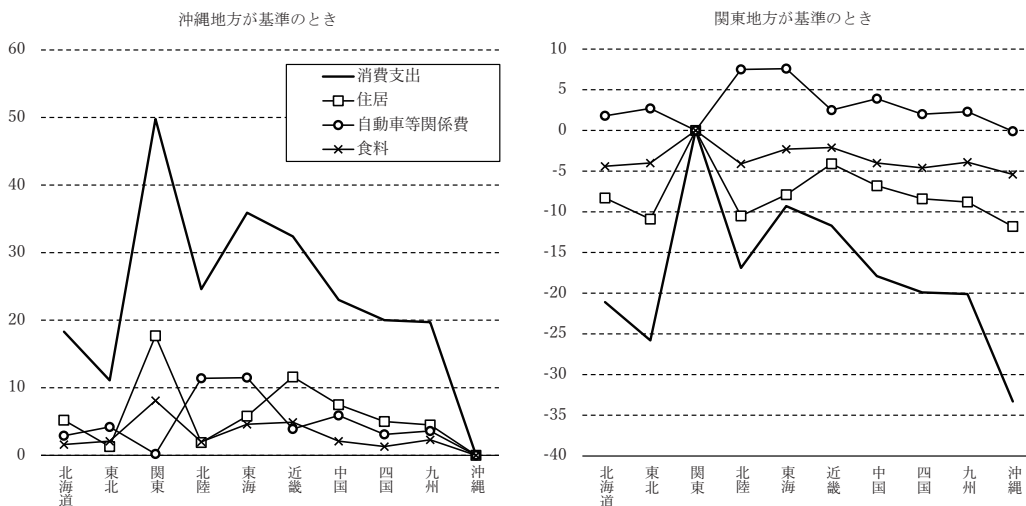
したがって、この指標を用いれば、どの地方を基準にしようとも、支出項目ごとに特有の10個の数値の組が得られ、そこには固有のちらばりがある。各支出項目についてこれら10個の「寄与度」のちらばりの大小をみれば、どの支出項目が地域間の消費支出の差を招きやすいかを判別できる。この計算では、消費支出が最も少ない地方を基準にすると、多くの指標がプラスで表されて比較しやすくなるので、次項では沖縄地方を基準にする。

第4表 「家計調査」(年報)(2021年)に基づく「寄与度」(沖縄基準)

	全国平均の比重(%)	「寄与度」(沖縄基準)(パーセントポイント)									
		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
消費支出	100.0	18.3	11.1	49.8	24.6	35.9	32.4	23.0	20.0	19.7	0.0
食料	23.0	1.6	2.1	8.1	2.0	4.6	4.9	2.1	1.3	2.3	0.0
住居	20.6	5.2	1.3	17.7	1.9	5.8	11.6	7.5	5.0	4.5	0.0
光熱・水道	6.5	2.1	1.5	-0.2	1.0	-1.0	-0.1	0.7	0.4	0.1	0.0
家具・家事用品	3.7	1.1	0.3	2.0	0.2	1.9	1.3	1.2	0.2	1.1	0.0
被服及び履物	2.9	0.7	0.3	1.1	-0.1	0.5	0.9	0.5	0.6	0.5	0.0
保健医療	3.6	0.8	0.0	2.8	0.5	1.3	0.9	0.7	0.1	0.8	0.0
交通	1.3	0.4	0.2	2.2	0.2	0.8	1.2	0.3	0.6	0.8	0.0
自動車等関係費	7.6	2.9	4.2	0.2	11.4	11.5	3.9	5.9	3.1	3.6	0.0
通信	5.0	-0.6	-0.4	-0.1	-0.3	1.5	-0.3	0.5	-0.6	0.1	0.0
教育	3.9	-1.2	0.6	2.5	-0.7	0.1	1.1	-0.1	-0.2	0.9	0.0
教養娯楽	7.1	1.4	1.2	5.2	0.9	2.7	2.9	1.3	0.6	1.1	0.0
その他の消費支出	14.6	3.9	-0.3	8.4	7.4	6.1	4.0	2.5	8.8	3.8	0.0
消-住	79.4	13.1	9.8	32.2	22.6	30.1	20.8	15.5	14.9	15.2	0.0
消-(住+自)	71.7	10.2	5.5	32.0	11.2	18.6	16.9	9.6	11.8	11.6	0.0

注:「消-住」は「消費支出」-「住居」を,「消-(住+自)」は「消費支出」-(「住居」+「自動車等関係費」)を示す。世帯等価支出をもとに算出。

第5図 地方別の消費支出の差, および支出項目ごとの「寄与度」の例(2021年)



注:二人以上の世帯のうち勤労者世帯について, 民営借家および公営借家の数値を合算し, 世帯等価支出をもとに算出。

出所:「家計調査」(2021年)。

3.5. 支出項目ごとの比重とちらばり

支出項目ごとに、「寄与度」の10個の数値のちらばり、すなわち、大小の範囲および標準偏差を求めた結果が第5表(5-1)である。家計調査の2017年から2021年までの平均値をもとに、各支出項目を10地方間についてまとめた。この表で確認できることとしては、「その他の消費支出」を別にすると、範囲、標準偏差ともに「住居」が最も大きなちらばりを示し、「自動車等関係費」と「食料」が続く。「住居」は全国平均の比重で見れば「食料」より小さいものの、ちらばりの最も大きい支出項目であることがここで確認できた。また「自動車等関係費」も比重の割にちらばりが大きいといえる。

ところで、第4表でみたとおり、沖縄地方の消費支出はとりわけ小さいが、その影響を除いて比較するため、この第5表(5-1)では、10地方の寄与度の数値のうち沖縄を除いた9地方についてもその値の範囲と標準偏差をみている。そこでは、最も下の行の「消費支出」- («住居」+ «自動車等関係費»)のほうが、「消費支出」- «住居」よりも大きな値になっているが、これは、第3図の一部にみられた住居費と自動車等関係費の拮抗関係にかかわるものと考えられる。つまり、自動車等関係費によって地域間の消費支出の差が部分的に緩和されているといえる。

また、「家具・家事用品」や「通信」といった項目は沖縄を含む10地方間でもちらばりが小さいため、それらの項目を省き、沖縄以外の9地方間の標準偏差の推移を5年間の移動平均値でみたのが第6図である。同図からは、沖縄を除いた9地方間において「住居」の寄与度のちらばりが常に大きく、かつ、ほぼ一定している一方で、「自動車等関係費」のちらばりはいくぶん拡大傾向にあることがわかる。

くわえて、第5表(5-2)は第3図で用いた全国家計構造調査のCOICOP分類についてのものである。第3図と同様、「借家」世帯に限らず「持ち家」世帯も含む集計であり、各項目について(5-1)と同様の計算を行った。この分類のもとでも、「家賃等」、ついで「輸送機器」のちらばりの大きさは(5-1)と近い結果になる。また、そのほかには「教育サービス」のちらばりが目立ち、その一方で「食料・非アルコール飲料」はやや小さな値になっている。ちなみに「教育サービス」には、通常の収支項目分類の「教育」に加えて英語教室などが含まれている。

なお、以上のような地域間の比較は、支出項目ごとの金額から直接に標準偏差を算出しても概ね可能である。しかしながら、「寄与度」として地域間の割合を指標化しておけば、物価変動などの全体的な金額の上下の影響を受けずに経年の傾向をみることができる。このことによつて、第6図のような単純な描写が可能になった。

第5表 支出項目ごとの比重とちらばり

(5-1) 「家計調査年報」2017～2021年の平均値

	全国平均の 比重(%)	10地方間		沖縄を除く9地方間	
		「寄与度」の 範囲	「寄与度」の 標準偏差	「寄与度」の 範囲	「寄与度」の 標準偏差
消費支出	100.0	47.9	11.4	26.5	6.9
食料	22.3	8.2	2.0	5.8	1.6
住居	20.4	14.4	4.0	13.9	3.9
光熱・水道	6.6	2.6	0.8	2.5	0.8
家具・家事用品	3.3	1.2	0.3	0.7	0.2
被服及び履物	3.3	1.9	0.5	1.1	0.3
保健医療	3.6	2.6	0.6	1.8	0.5
交通	1.7	2.9	0.8	2.5	0.7
自動車等関係費	7.7	8.7	2.5	6.8	2.1
通信	5.2	1.6	0.5	1.0	0.4
教育	3.8	2.5	0.8	2.5	0.8
教養娯楽	7.2	5.5	1.3	3.1	0.9
その他の消費支出	14.9	9.4	2.5	6.4	1.9
消-住	79.6	33.5	8.6	12.6	3.8
消-(住+自)	71.9	31.4	7.4	15.5	3.9

(5-2) 「2019年全国家計構造調査」における COICOP 分類

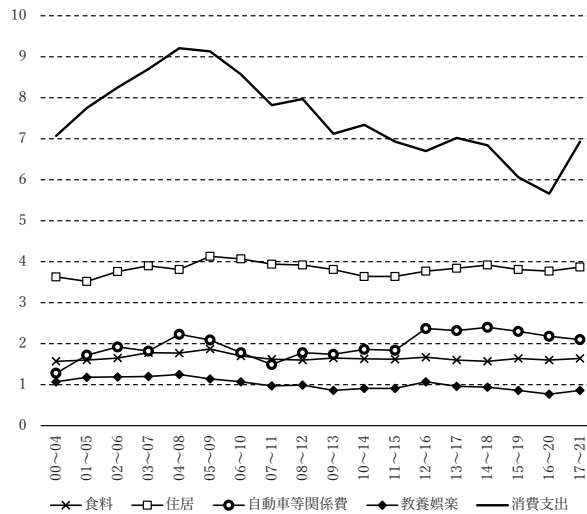
	全国平均の比重(%)	「寄与度」の範囲	「寄与度」の標準偏差
合計	100.0	52.4	9.1
食料・非アルコール飲料	18.0	4.9	1.2
アルコール飲料・たばこ・麻薬	1.3	1.3	0.3
被服・履物	3.8	2.9	0.6
家賃等	24.8	26.5	4.9
水道・住居関連サービス	1.8	1.5	0.3
電気・ガス・他の燃料	4.4	1.9	0.5
家具・家事用品・日常管理	2.9	2.8	0.5
保健医療	3.6	2.5	0.6
輸送機器	6.2	11.6	2.3
旅客輸送サービス	1.6	3.0	0.8
郵便・運送サービス	0.2	0.4	0.1
情報通信	7.3	3.1	0.5
娯楽・スポーツ・教養	5.2	4.3	1.0
教育サービス	5.1	10.0	2.0
レストラン・宿泊サービス	5.5	6.0	1.1
保険・金融サービス	4.0	3.7	0.8
身の回り	4.3	6.5	1.2
合計-家賃等	75.2	26.0	5.7
合計-(家賃等+輸送機器)	69.0	30.0	5.8

注：範囲、標準偏差ともに沖縄地方または沖縄県を基準にした数値で、単位はパーセントポイント。世帯等価支出をもとに算出。

(5-1) の9地方間の数値は、沖縄の「寄与度」を除いて算出したもの。「消-住」は「消費支出」-「住居」を、「消-(住+自)」は「消費支出」-（「住居」+「自動車等関係費」）を示す。

(5-2) の「家賃等」は「実家賃」+「帰属家賃」+「住居の維持・修繕・防犯」を、「輸送機器」は「輸送機器購入」+「輸送機器運用」を、「身の回り」は「身の回りケア・社会的保護・他に分類されない財・サービス」を示す。

第6図 支出項目ごとの「寄与度」の標準偏差の推移（家計調査）



注：5年間の移動平均値を示す。沖縄の「寄与度」を除いた9地方間の標準偏差。横軸の数字は2000年以降の各年。縦軸の単位はパーセントポイント。世帯等価支出をもとに算出。

4. おわりに

本稿は、目安の算定根拠としての「生活保護水準」に住宅扶助実績額の入っていることが、地域別最低賃金額の大きな地域差を招いているのではないかという疑問から出発している。そして、都道府県や地方ごとの家計の実状として、「住居」費が他の項目の群を抜いて消費支出の差に影響しているということが、本稿で改めて確認できた。現時点では、第2図にみたように、いちおう地域別最低賃金額が「生活保護水準」をある程度上回るかたちで推移しているとはいえ、昨今の物価上昇のもとで「生活保護水準」が地域別最低賃金額に再び迫る可能性もある。そうなれば、地域別最低賃金額の地域差の再拡大も予想される。

ちなみに、とりわけ低所得世帯に対して、住宅扶助なりその相当額なりの別途支給が確立されれば、地域別最低賃金額の目安の算定に住宅扶助実績額を盛り込まなくてもよくなるかもしれない。それについては、社会保障政策の文脈で「居住形態を問わない住宅手当」の必要性（丸山2018, 206）や、「生活保護基準より少し上の低所得者層をもひろく含めた『全世代型の家賃補助』としての住宅手当制度」（岩田2021, 191）が近年でも提起されている。それら社会保障政策との関連のもとでの最低賃金制の方向性については、改めて検討することとしたい。

参考文献

- 岩田正美 (2021) 『生活保護解体論：セーフティネットを編みなおす』, 岩波書店。
- 厚生労働省 (2022a) 「地域別最低賃金の全国一覧」。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/ (2022年11月30日閲覧)
- 厚生労働省 (2022b) 「平成14年度から令和3年度までの地域別最低賃金改定状況」。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000979366.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 厚生労働省 (2022c) 「第45回社会保障審議会生活保護基準部会 資料2 全国家計構造調査のデータの取扱い等について」。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000958199.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 厚生労働省 (2021a) 「令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)資料No.2 生活保護と最低賃金」。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000800126.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 厚生労働省 (2020a) 「令和2年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)資料No.2 生活保護と最低賃金」。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000647935.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 丸山桂 (2018) 「住宅手当の構想：住宅手当導入の費用と効果」, 山田篤裕, 駒村康平, 四方理人, 田中聡一郎, 丸山桂『最低生活保障の実証分析』, 有斐閣, 182-207頁。
- 三菱総合研究所 (2022) 『最低賃金に関する報告書』。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000973897.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 中澤秀一 (2020) 「最低賃金引き上げのための運動論・政策論—総論：問題提起, 論点と全体のまとめ」『貧困研究』24, 5-14頁。
- 『日本経済新聞』(2022年6月28日)「最低賃金『意向』ありきか 政府方針に沿い大幅上昇続く 透明性の確保求める声(真相深層)」。
- 労働調査会出版局編(各年)『最低賃金決定要覧』, 労働調査会。
- 総務省(各年)「家計調査」(年報)。
- 総務省(2021a)「家計調査の概要」。
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2021np/pdf/gy1.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 総務省(2021b)「家計調査(家計収支編)五分位・十分位の境界値(二人以上の世帯)」。
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/kyokai.html> (2022年11月30日閲覧)
- 総務省「平成30年 住宅・土地統計調査」。
- 総務省(2020)「平成30年 住宅・土地統計調査 用語の解説」。
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/yougo.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 総務省「2019年全国家計構造調査」。
- 総務省(2019a)「全国家計構造調査 用語の解説」。
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/yougo0112.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 総務省(2019b)「持ち家の帰属家賃の推計方法」。
<https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/kizoku.pdf> (2022年11月29日閲覧)
- 玉井金五(2016)「社会政策の視点からみた最低賃金制度とその現代的課題：大阪の事例から」『季刊労働法』254, 35-43頁。
- 吉村臨兵(2018)「最低賃金制：その存立根拠と日本の課題」『貧困研究』21, 26-37頁。